

宮崎中小企業大賞表彰要領

1 目的

県内の事業所の大部分を占める中小企業は、本県産業の発展を支えるとともに、地域社会の担い手として、大きな役割を果たしている。

そうした中小企業のうち、県内産業の振興や地域経済の活性化に特に寄与している企業を表彰することにより、中小企業やその従業員の励みとし、また、広く県民に周知し、県内企業に対する理解を深めるとともに、優れた取組を他の企業へ紹介することで、本県経済全体の活性化を図る。

2 表彰対象

(1) 表彰対象は、宮崎県内に本店又は事業所を有する中小企業のうち、その取組が特に優れたものとする。

(2) (1)の中小企業とは、次に掲げるものをいう。

ア 小売業の場合

資本金 5,000 万円以下又は常時従業員数 50 人以下

イ サービス業の場合

資本金 5,000 万円以下又は常時従業員数 100 人以下

ウ 卸売業の場合

資本金 1 億円以下又は常時従業員数 100 人以下

エ 製造業、建設業、運輸業その他の場合

資本金 3 億円以下又は常時従業員数 300 人以下

3 表彰基準

被表彰企業は、次の各号のいずれかに該当し、県内産業の振興や地域経済の活性化に特に寄与していると認められる中小企業とする。

○オンリーワンの視点

ア オンリーワンの製品や技術により産業を支えている企業

イ 業界トップシェア又は業界屈指のシェアを誇る製品や技術を持つ企業

○新技術・新分野進出の視点

ウ 新技術・新製品の開発等により成果を上げている企業

エ ICTの活用等、時代のニーズに対応した独自性・新規性の高いサービスを提供している企業

オ 新分野や異業種分野に参入し、成果を上げている企業

カ 経営革新や他産業との連携など新しい取組で成果を上げている企業

○地方創生・働き方改革の視点

キ 地域の資源(農林水産物、技術、人材等。以下同じ。)や特性を活用した新商品の開発等により成果を上げている企業

ク 地域経済を担う若年層の採用や人材育成、イベント等への積極的な協力、保有施設の観光資源としての活用などにより、地域経済への貢献が顕著な企業

ケ 地域の資源や県内生産品を活用した事業活動により、地域経済の活性化、被災地域や国内の産業振興への貢献が顕著な企業

コ 女性・高齢者・障がい者・外国人等多様な人材の積極的な活用や勤務時間の適正な管理などにより労働生産性が向上し、成果を上げている企業

サ 国内外での事業活動や社会貢献活動等により、「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に寄与している企業

- 4 被表彰企業数
毎年度の被表彰企業数は、3社程度とする。
- 5 候補者の推薦
(1) 被表彰候補者は、県内の市町村、県内商工会議所、県内商工会、宮崎県中小企業団体中央会、宮崎県中小企業家同友会、県内の大学、都城工業高等専門学校、公設試験場、(公財)宮崎県産業振興機構、(一社)宮崎県工業会、(一社)霧島工業クラブ等からの推薦を受けるものとする。
(2) 被表彰候補者の推薦は、別記様式による推薦書を作成し、必要書類を添え知事に提出して行うものとする。
- 6 選考
(1) 5(1)に規定する団体等から推薦のあった被表彰候補者から被表彰者を選考するため、選考委員会を置く。
(2) 選考委員会の設置については、別に定める。
- 7 被表彰者の決定
知事は、選考委員会の選考結果に基づき、被表彰者を決定する。
- 8 表彰の時期
表彰は、毎年度に1回行う。
- 9 表彰の方法
表彰は、表彰状と記念品を授与して行う。
- 10 事務
本表彰に関する事務は、商工観光労働部商工政策課において行う。
- 11 委任
この要領に定めるもののほか、本表彰に関し必要な事項は、商工観光労働部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月12日から施行する。